

兵庫県営住宅駐車場の管理運営に関する要綱

最終改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、「兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例」(昭和 35 年兵庫県条例第 23 号。以下「条例」という。)及び「兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則」(昭和 35 年兵庫県規則第 19 号。以下「規則」という。)に基づき、知事が兵庫県営住宅(以下「団地」という。)において設置する駐車場の管理運営について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居者等 条例第 66 条第 1 項第 1 号に定める者をいう。
- (2) 指定管理者 条例第 70 条に定める指定管理者をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に定める自動車(二輪車を除く。)をいう。

(駐車場の管理)

第 3 条 指定管理者は、団地の駐車場の管理及びその他の業務を行うものとする。

2 前項の業務は、次の各号に掲げる事項を内容とする。

- (1) 駐車場利用者の決定
- (2) 駐車場利用料金の徴収
- (3) 自動車保管場所使用承諾証明書(様式第 1 号。以下「証明書」という。)の発行
- (4) 駐車場及びその附帯施設の維持管理
- (5) その他駐車場の管理に関し必要なこと

3 指定管理者は、前項に定める業務の一部を当該団地の入居者で組織する自治会その他の者に委託することができる。

(利用許可)

第 4 条 知事は、別に定める基準に比べて、入居率や契約率が低く、又は空き区画が多く存在する団地の駐車場について、知事が別に定める範囲内で、周辺の団地の入居者等に対し、利用許可することができる。

2 知事は、条例第 66 条第 3 項の規定により、知事が別に定める基準に比べて、入居率や契約率が低く、又は空き区画が多く存在する団地の駐車場について、知事が別に定める範囲内で、周辺に住所又は勤務先若しくは事業所を有する個人又は法人に対し、利用許可することができる。

3 知事は、前項の規定に基づき駐車場を利用させる場合で必要なときは、あらかじめ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく承認を受けなければならない。

(自動車の要件)

第 5 条 入居者等が利用許可を受けようとする場合、自動車は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(1) 自動車検査証の所有者欄又は使用者欄が、入居者等であること。ただし、法令に基づく自動車保管場所を当該団地内の駐車場以外に確保している自動車であって次に掲げる場合については、この限りではない。

ア 自動車検査証の所有者欄又は使用者欄が入居者等の勤務先の名義であり、勤務先が通勤用として入居者等に貸与していることが証明できる自動車である場合

- イ 入居者等の介護のため、当該団地以外に住む親族が入居者等の介護期間中に使用する自動車である場合
- ウ 同居者の養育のため、当該団地以外に住む親族が、同居者が中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業するまでの期間中に使用する自動車である場合
- エ その他、入居者等が、自らのために利用することが書面等によって明らかにできる自動車である場合

(2) 個人タクシー及び個人運送事業に供される自動車については、法令に基づく自動車保管場所を団地内の駐車場以外に確保していること。

(3) 車幅1.7メートル以下、全長4.7メートル以下の自動車であること。ただし、車幅1.7メートルを超え1.85メートル以下、全長4.7メートルを超え5.0メートル以下の自動車について、駐車場の管理運営に支障がないと認められるものはこの限りではない。

2 入居者等が利用許可を受けられる台数は、原則として1住戸につき1台とする。ただし、知事が別に定める基準に比べて、入居率や契約率が低く、又は空き区画が多く存在する団地の駐車場について、知事が別に定める範囲内で、自動車検査証の所有者欄（割賦販売又はリース契約の場合にあっては使用者欄）が入居者等である自家用車で車幅1.7メートル以下、全長4.7メートル以下の自動車で、かつ知事が必要と認める場合はいつでも利用許可を取り消すことができることを条件として、暫定的に2台目以上の自動車についても利用許可を受けることができる。

3 前条第2項に定める者が利用許可を受ける場合は、自動車は、第1項第3号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

4 前3項の定めにかかわらず、立体駐車場及び機械式駐車場にあっては、自動車の車幅、全長、車高、自重の全てが当該駐車場ごとに定められた範囲内である場合に限り利用許可を受けることができる。

5 自動車が前4項に定める要件を満たさない場合又は満たさなくなった場合は、知事は、当該自動車に係る利用許可を取り消すことができる。

（利用料金）

第6条 指定管理者は、条例第71条第3項の定めに基づき、駐車場の利用料金を定めるものとする。

2 指定管理者は、物価の変動又は近隣同種の駐車場の駐車料金との均衡上必要と認めるとき若しくは団地内の駐車場について改良を施したときは、利用料金を変更することができる。

3 指定管理者は、前2項に定める利用料金について、次の各号に示す利用者の間で異なる額を設定することができる。

(1) 利用者が入居者等である場合とそうでない場合

(2) 駐車場に屋根等の附帯設備がある場合とない場合

(3) その他、異なる利用料金を設定する必要があると認められる場合

4 指定管理者は、利用料金を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議し、その承認を受けなければならない。

5 利用許可を月の途中において許可又は廃止或いは取消ししたときの利用料金は日割計算とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（証明書の発行）

第7条 利用者は、証明書の発行を受けようとする場合は、自動車保管場所使用承諾証明書発行願（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 証明書の発行を受けられる利用者は、利用許可を受けた者とする。ただし、第5条第1項第1号ただし書き及び第2号に掲げる自動車を使用する場合は、証明書の発行を受けることはできない。

3 指定管理者は、証明書の発行にあたっては手数料を徴収することができる。

4 指定管理者は、前項の手数料を決定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議し、

その承認を受けなければならない。

(利用料金等に係る事前協議)

第8条 指定管理者は、第6条第4項及び前条第4項に定める知事との協議を行おうとするときは、県営住宅駐車場利用料金等決定(変更)協議書(様式第3号)によるものとする。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号に定める要件をすべて満たしている場合は、利用料金を減免することができる。

- (1) 利用者が利用料金及び家賃を滞納していないこと。
 - (2) 収入基準が高額収入認定基準に達していないこと。
 - (3) 利用者又は同居者(利用者名の記載がある「入居者名簿」に登録されている者に限る。)が身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けている者又は色素性乾皮症と診断された者で、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けていること。
- 2 前項に定める利用料金の減免を受けようとする者は、県営住宅駐車場利用料金減免申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項に定める申請に対して、減免することを決定した場合は、県営住宅駐車場利用料金減免決定通知書(様式第5号)によって当該申請を行った者に通知しなければならない。
- 4 減免額は利用料金の50%とする。ただし、第5条第2項に定める2台目以上の駐車に係る利用料金については、減免しない。
- 5 指定管理者は、利用者が第1項に掲げる要件を満たさなくなった場合は、減免を取り消すことができる。

(一時利用)

第10条 指定管理者は、駐車場の管理運営に支障がない範囲で、条例第64条第1項に定める知事の許可によらず、入居者等又はその他の者に一時的に空き区画を利用させることができる。

(管理運営要領)

第11条 この要綱に掲げるもののほか、駐車場の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が要領で定める。

- 2 指定管理者は、前項の管理運営要領を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、知事と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。